

緊急事態宣言の発令を受けた経済支援策について

(既決予算で対応)

①休業要請への協力店舗等への家賃支援

福岡県からの休業要請に協力した飲食店等を対象に、店舗等の賃料1カ月の最大5分の4、50万円を上限に支援する。

申請開始：令和3年9月中旬頃

支給開始：令和3年9月下旬頃

※令和3年9月分について追加支援

②売上が減少した事業者への支援

飲食店等への休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上が減少した事業者のうち、国・県の支援金等の対象とならない事業者に対し、法人は20万円/月、個人事業者は10万円/月を上限に支援する。

対象事業者：・飲食店と取引がある事業者等、国の支援金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）

・国の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者

申請開始：令和3年10月上旬頃

支給開始：令和3年10月中旬頃

※令和3年9月分について追加支援

※ 事業者（市民）向け問い合わせ先は、別途、福岡市ホームページにてお知らせいたします。